附　則

第四条　削除

（生活困窮者住居確保給付金に関する暫定措置）

第五条　新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。次条において同じ。）に伴う経済情勢の変化に鑑み、都道府県等は、生活困窮者住居確保給付金の支給について、申請日の属する月が令和二年四月から令和三年三月までの場合にあっては、当該申請に係る第十二条第一項に規定する支給期間を、三月ごとに十二月までの範囲内（同条第二項の規定により支給するときは、当該支給期間を合算して十二月を超えない範囲内）で延長することができる。

２　（略）

（削る）

附　則

（生活困窮者住居確保給付金に関する暫定措置）

第四条　新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。次項、次条第一項並びに附則第六条及び第七条において同じ。）に伴う経済情勢の変化に鑑み、当分の間、第十条第五号及び様式第一号（裏面）の適用（第三条第二号に規定する場合（次条第一項の規定により申請日の属する月から起算して第十月目の月から当該申請日の属する月から第十二月目の月までに当たる月分の生活困窮者住居確保給付金を受けようとする場合を除く。）における適用を除く。）については、第十条第五号及び様式第一号（裏面）中「公共職業安定所」とあるのは、「公共職業安定所、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第四条第九項に規定する特定地方公共団体又は同条第十項に規定する職業紹介事業者で地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う者」とする。

２　新型コロナウイルス感染症に伴う経済情勢の変化に鑑み、当分の間、第三条第二号に規定する場合（次条第一項の規定により申請日の属する月から起算して第十月目の月から当該申請日の属する月から第十二月目の月までに当たる月分の生活困窮者住居確保給付金を受けようとする場合を除く。）における第十条第五号及び様式第一号（裏面）の適用については、第十条第五号中「公共職業安定所に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に期間の定めのない労働契約又は期間の定めが六月以上の労働契約による就職を目指した求職活動」とあるのは「誠実かつ熱心に求職活動」と、様式第一号（裏面）中「受給中は、公共職業安定所に求職の申し込みを行うとともに、誠実かつ熱心に求職活動」とあるのは「受給中は、誠実かつ熱心に求職活動」とする。

第五条　新型コロナウイルス感染症に伴う経済情勢の変化に鑑み、都道府県等は、生活困窮者住居確保給付金の支給について、申請日の属する月が令和二年四月から令和三年三月までの場合にあっては、当該申請に係る第十二条第一項に規定する支給期間を、三月ごとに十二月までの範囲内（同条第二項の規定により支給するときは、当該支給期間を合算して十二月を超えない範囲内）で延長することができる。

２　（略）

第七条　新型コロナウイルス感染症に伴う経済情勢の変化に鑑み、令和三年六月十一日から令和五年三月三十一日までの間に生活困窮者住居確保給付金の支給を申請した者については、当該申請に係る支給期間中は、第十八条第一項の規定を適用しない。